

燕市広告付き回覧板協働発行事業仕様書

本仕様書は、「広告付き回覧板」(以下「回覧版」という。)の共同発行事業に関する内容を定めたものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、燕市(以下「市」という。)と発行事業者が協議の上、決定するものとする。

1 事業内容

市から提供される行政情報の回覧を目的として、企業などの広告を掲載した回覧板を発行事業者が作成する。

2 作成時期

9月(予定)

回覧板は、2年分とし、市もしくは発行事業者から協働発行事業を終了する旨の通知がないときは、1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

3 発行部数

1,000部

4 規格等(同等品も可)

- (1) サイズ A4判縦型2つ折りタイプ 縦320mm×横476mm程度
背巾(筋押し加工後外径)20mm程度
- (2) 刷り色 4色刷り(CMYK)
- (3) 縫じ具 Z式金具100mmを見開き左ページの上部中央に配置
- (4) 仕上げ 表面プレスコート加工
- (5) 紙質 3枚合紙
(芯紙:チップボール500g/m²、表面:コートカード紙210g/m²、裏面:コートカード紙190g/m²)

5 主な掲載内容

- (1) 「燕市」「回覧版」の文言を表紙に記載
- (2) つば推し!リポーター「桜咲ユメ」のイラストを掲載
- (3) 回覧名簿の枠(20世帯分程度)を表紙に掲載
- (4) 企業などの広告

6 作成経費

発行事業者は回覧板に広告を掲載し、その広告の掲載により得られる収入は発行

事業者に帰属するものとする。回覧板の企画、編集、作成及び納品に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

7 広告の掲載

- (1) 広告の内容は、燕市広告掲載取扱要綱及び燕市広告掲載基準を満たすとともに、回覧板の特性に合わせたものとすること。
- (2) 広告主は、原則燕市内に事業所を構える企業または発行事業者とすること。
- (3) 広告は、一見して広告であると分かる表示または体裁とすること。
- (4) 市は、事業者が集めた広告について審査を行い、承認するものとする。広告の内容が不適合であると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更することとし、発行事業者が広告主と調整を行うものとする。この場合において生じる経費は発行事業者の負担とする。
- (5) 広告主の募集は発行事業者が行い、市は関与しないものとする。

8 制作方法

- (1) 事業者は、関係諸法令を遵守し、仕様書に定めるもののほか、企画提案書の記載事項のうち、市が採択した事項についても履行する。
- (2) 発行事業者は、回覧板の企画、編集、作成及び納品を行うものとする。その際、市と十分に協議し、市の承認を得なければならない。
- (3) 発行事業者は、回覧板の作成に関し、以下の事項を遵守すること。
ア 校正作業は、双方協力して行い、市の校了をもって終了するものとする。
イ 広告の作成は、事業者が行うこと。

9 納品

発行事業者は、市役所総務課総務係へ納品すること。

10 広告掲載内容への問合せ等の対応

発行事業者は、回覧板への広告掲載により、第三者に損害を与えた場合は、発行事業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

広告に関する問合せ等があれば発行事業者が対応することとする。